

国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

2018年4月からの国民健康保険財政の都道府県への移管にむけて、県は、「国民健康保険運営協議会準備会合」を開催し、準備を進めている。県の中長期的な方向性としては、国のガイドラインの示す通り、「統一保険料」をめざし「法定外繰入」は「段階的解消」をめざし、「保険料」は「段階的引き上げ」の方向とされている。

国保は「低所得者」や「高齢者」の被保険者が多く、広域化や民間保険の原理では解決しない構造的問題を持っている。

沖縄県社会保障推進協議会の「高齢者の医療介護くらしのアンケート」でも、高齢者の貧困を反映し、8割の方が「生活が厳しいので自己負担引き上げに反対」している。高齢者と家族の暮らしは、これ以上の国保料（税）の引き上げは容認できないレベルになっている。

「疾病」や「障害」「高齢による衰弱」などは、自己責任では解決しないことが歴史的に明らかになる中で、基本的人権の内容が発展し、公的医療保障を中心とした「社会保険」「社会保障」の仕組みが前進してきた。国民健康保険制度は、社会保障の中でも、生活保護の前の「最後の砦」ともいえる制度であり、そのために国庫補助が大きな役割を果たしている。

ところが、国保に対する定率の国庫補助率は、1984年以降、大きく低下している。さらに、沖縄県においては沖縄戦の影響で、補助金算定の基準となる前期高齢者人口が極端に少なく、国保財政に大きく影響してきた。

そのため、沖縄県においては、定率の国庫補助増額が実現しない限り、「統一保険料」「法定外繰入の解消」などの実現は困難である。「協会けんぽ」「組合健保」など他保険に比べても高すぎる保険料（税）となっている現状を考えると、住民が医療を受ける権利や暮らしを第一に考えて、慎重に対応すべき課題であると考えます。

高すぎる保険料（税）は、解決すべき国保の構造的な問題の一つであり、公的支援金を投入する理由の一つでもある。この機会に保険料（税）の適正化を図り、今後の安定財源として定率の国庫補助の回復を要請する。

60年ぶりとなる国保の大改革「国保の県単位化」にあたっては、主権者である住民の意見を十分にひろいあげ、日本国憲法の第92条「地方自治の基本原則」と第25条、国保法第1条の精神に基づき、「社会保障制度としての国保」「住民の権利といのちを守る制度としての国保」を改善・発展させていくため、下記事項について要請する。

記

1. 国保制度の県単位化にあたっては、国保が社会保障制度としての役割を果たせるよう配慮すること。
2. 国保料（税）については、所得に対してすでに「高すぎる」水準である。せめて「協会けんぽ」の水準をめざし、抑制をはかるために、定率で国庫補助の増額を国に強く要請すること。また、「前期高齢者人口」に基づく国保補助金算定について、これまでの差額分も含めて補填するよう国に要請すること。

3. 国庫補助金の増額と法定外繰り入れをあわせ、国保料（税）の適正化を要請すること。
4. 離島が多く、人口格差や医療水準の差の大きい沖縄県において統一保険料は、導入困難である。統一保険料を目指し、国庫補助の大幅増額が得られないうちに「法定外繰入の段階的解消」を市町村に求めると、保険料（税）の引き上げや強引な保険料（税）の徴収が強まり、現状でも格差と貧困で苦しむ県民生活への影響は避けられない。これからも各市町村の実情に即した保険料（税）となるよう市町村の自主性の尊重を国に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月29日

うるま市議会

あて先 沖縄県知事 翁長雄志